

## 教育委員会定例会（平成29年11月）会議録

1 日 時	平成29年11月7日（火）15:00～:16:45
2 場 所	新居浜市庁舎3階 応接会議室
3 出 席 者	教 育 長 関 福生 委 員 宮内 文久 長野 美和子 近藤 智佳 戦 略 監 榎木 奨悟 総括次長 三沢 清人 次 長 高橋 良光 曾我 幸一 高橋 利光 曾我部 みさ 桑原 一郎 横井 邦明 課 長 高橋 正弥
4 教育長及び 教育委員会事業報告	10月事業報告及び11月事業予定について その他
5 記録者氏名	社会教育課 岡部 文仁
6 会議の概要	<教育長一般報告>  <議案> 議案第49号 平成29年度新居浜市教育委員会点検・評価報告書について 議案第50号 新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の議案送付について 議案第51号 新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例の一部を改正する条例の議案送付について 議案第52号 新居浜市市民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例の議案送付について 議案第53号 新居浜市市民文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の議案送付について 議案第54号 新居浜市総合文化施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 議案第55号 新居浜市美術館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  <いじめ、不登校等生徒指導関係>  <その他> (1) 学校の業務改善について

<p>関教育長</p>	<p>それでは定刻がまいりましたので、ただ今から平成29年第11回新居浜市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員につきましては、近藤委員さん、長野委員さんをお願いいたします。会期は本日限りといたします。</p> <p>平成29年第10回定例会会議録承認は、宮内委員さんにご署名をいただいております。なお、伊藤委員さんにつきましては帰国後承認していただく予定としております。</p> <p>それでははじめに私の方から一般報告を行います。 資料の2ページをご覧ください。</p> <p>10月 1日 平成29年度岳風会姉妹連合交歓吟道大会 (レイグラッツェふじ)</p> <p>3日 セーリング47都道府県懇親会 (リーガロイヤルホテル新居浜)</p> <p>4日 セーリング表彰式(マリンパーク新居浜) ウエイトリフティング監督会議 (市民文化センター)</p> <p>5日 ウエイトリフティング表彰式 (市民文化センター)</p> <p>6日 軟式野球開始式(市営野球場)</p> <p>9日 ウエイトリフティング総合表彰式 (市民文化センター)</p> <p>10日 愛顔つなぐえひめ国体総合閉会式 (愛媛県総合運動公園)</p> <p>11日 消防ポスター審査会</p> <p>11月 9日 第28回四国地区学校図書館研究大会 (市民文化センター)</p> <p>10日 愛媛県立新居浜西高等学校創立100周年記念式典(新居浜西高等学校)</p> <p>13日 平成29年度教育長等教育行政幹部職員セミナー(東京都)</p> <p>15日 教育委員先進地研修(～16日) (箕面市・草津市)</p> <p>17日 第54回愛媛県小中学校校長会研究大会 (四国中央市)</p>
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

26日 第22回生き生き幸せフェスティバル・  
ボランティアフェスティバル  
(総合福祉センター)

社会教育課の事業は、

- 10月 4日 高齢者生きがい創造学園  
第2回あかがねミュージアム展(～9日)
- 13日 教育委員会定例会(第10回)
- 19日 全国・中四国公民館研究大会(～20日)  
(高知市)
- 20日 第32回新居浜市民俳句大会  
(市民文化センター大会議室)
- 25日 愛媛県公民館研究大会(大洲市)  
高齢者生きがい創造学園グラウンドゴルフ大会  
(山根グラウンド)
- 29日 校区文化祭(浮島)
- 11月 2日 口屋あかがねの松のクローン松記念植樹  
(口屋跡記念公民館)
- 5日 校区文化祭(大生院・多喜浜・船木)
- 7日 教育委員会定例会(第11回)
- 8日 愛媛県社会教育研究大会(松山市)
- 12日 校区文化祭(泉川・大島・金栄・神郷・角野・  
惣開・高津・新居浜・垣生・宮西・若宮)
- 19日 校区文化祭(金子・中萩)

学校教育課の事業は、

- 10月 2日 学校業務改善検討委員会
- 8日 中学生アメリカ訪問団第4回事前研修会  
(ウイメンズプラザ)
- 11日 中学校新人体育大会(～12日、14日)
- 13日 船木中学校ひびき分校運動会
- 14日 中学生トップアスリート事業(バレーボール)  
(～15日)(市民体育館)
- 19日 中学生アメリカ訪問団第5回事前研修会  
結団式・壮行会(ウイメンズプラザ)
- 20日 第53回新居浜市小学校陸上記録会

	(東雲競技場)
28日	中学生海外派遣事業訪問団 出発式 (～11月7日)
11月 3日	第32回新居浜市駅伝競走大会兼第61回新居浜市中学校駅伝競走大会 (東雲競技場)
7日	中学生海外派遣事業訪問団 帰着式
10日	第30回愛媛県中学校新人体育大会 (～18日)
13日	第30回愛媛県小学校陸上記録会
14日	小・中学校音楽発表会 (市民文化センター)
15日	第2回小・中学校校長研修会 (瀬戸会館)
19日	愛媛県中学駅伝競走大会兼第25回全国中学校駅伝大会予選会 (東雲競技場)
20日	新居浜市小・中学校人権・同和教育研究大会
27日	第2回不登校対策検討委員会
28日	中学生英語スピーチコンテスト (市民文化センター)
	スポーツ振興課の事業は
10月 1日	えひめ国体セーリング (～4日) (新居浜マリーナ) (セーリング競技：新居浜市関係の優勝者4名)
	えひめ国体サッカー少年男子 (～4日) (市営サッカー場)
5日	えひめ国体ウエイトリフティング (～9日) (市民文化センター) (ウエイトリフティング競技：新居浜市関係の優勝者3名)
6日	えひめ国体軟式野球成年男子 (～7日) (市営野球場)
	<えひめ国体新居浜市選手団の入賞者数> 優勝：7名、2位：3名、3位：2名、 5位：1名、7位：1名、8位：3名
11日	市制施行80周年記念事業 「第48回新居浜市民体育祭」 競技スポーツの部 (～2月18日)

	(市民体育館、河川敷グラウンドほか)
1 2 日	新居浜市スポーツ推進審議会 (3 3 会議室)
2 2 日	市制施行 8 0 周年記念事業 「第 4 8 回新居浜市民体育祭」 総合開会式 (市民体育館) ※台風接近のため中止 ふれあいスポーツの部 (市民体育館) ※台風接近のため中止
2 3 日	銅山の里自然の家運営協議会 (5 3 会議室)
2 5 日	新居浜市政策懇談会 スポーツの振興WG 第 3 回会議 (大会議室)
2 8 日	えひめ大会 (第 1 7 回全国障がい者スポーツ大会) (~ 3 0 日) (松山市ほか)
1 1 月 3 日	第 3 2 回新居浜市駅伝競走大会・第 6 1 回新居浜市中学校駅伝競走大会 (東雲競技場ほか)
1 1 日	市制施行 8 0 周年記念事業 「グラウンドゴルフ大会」 第 4 1 回東京ヤクルトスワローズ野球教室 (市営野球場)
1 3 日	新居浜市体育功労賞・スポーツ賞表彰式
1 9 日	愛媛県中学校駅伝競走大会兼全国中学校駅伝大会愛媛県予選会 (東雲競技場及び河川敷)
	文化振興課の事業は、
1 0 月 5 日	三笠宮瑤子女王殿下ご視察 (あかがねミュージアム) あかがねミュージアムは臨時休館
1 9 日	新居浜市美術展受付 (展覧会は 1 1 月 3 日 ~ 1 2 日)
2 8 日	「文化庁新進芸術家海外研修制度 5 0 周年展」 ギャラリートーク (作品制作作家による) 広瀬歴史記念館特別企画展 「広瀬邸と庭園のなりたち」 (~ 1 2 月 3 日)
2 9 日	郷土芸能発表会 (市民文化センター)
1 1 月 3 日	新居浜市展 (あかがねミュージアム) (~ 1 2 日) 特別展企画事業「広瀬のもてなし」 (~ 5 日)
7 日	文化財めぐり (宇和島市) 4 1 名

	<p>11日 市展表彰式（あかがねミュージアム）</p> <p>26日 記念講演会「広瀬邸と庭園」 （高齢者生きがい創造学園）</p> <p>発達支援課の事業は、</p> <p>10月12日 第2回地域発達支援協議会 （こども発達支援センター）</p> <p>13日 第3回特別支援学級担任者役員会 （こども発達支援センター）</p> <p>14日 第3回心理アセスメント教室 （こども発達支援センター）</p> <p>20日 第2回通級指導教室担当者会 （こども発達支援センター）</p> <p>11月13日 教育行政に関する視察 （北海道富良野市教育委員会） 特別支援教育及び発達支援施策について</p> <p>17日 中高特別支援教育コーディネーター連絡協議会 （こども発達支援センター）</p> <p>18日 第4回心理アセスメント教室 （こども発達支援センター）</p> <p>30日 第4回教育支援委員会 （こども発達支援センター）</p> <p>学校給食課の事業は、</p> <p>10月 6日 衛生管理研究会（泉川小）</p> <p>13日 3学期物資（魚介類）審査会（泉川公民館）</p> <p>31日 共同調理場運営委員会（学校給食センター）</p> <p>11月10日 11月度学校栄養教職員会（学校給食センター）</p> <p>別子銅山記念図書館の事業は、</p> <p>10月 3日 ブックスタート事業 保健センター5カ月児検診（・4日）</p> <p>11月 8日 ブックスタート事業 保健センター5カ月児検診（・9日）</p> <p>11日 図書館で学ぼう！体験しよう！お手玉遊び （図書館多目的ホール）</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>11月26日 図書館まつり2017  (1) ブックリサイクル  (2) 図書館見学 (中学生以上 定員20名)  (3) 郷土出身作家 井川香四郎講演会  『別子太平記』とこれからの時代小説  (『別子太平記』出版記念 開館25周年記念講演会)</p> <p>○お話会</p> <p>10月 5日 乳幼児 (0歳～3歳) 向けお話し会  (子ども43名, 大人40名)</p> <p>4日 読み聞かせボランティアによる泉川っこ体験  教室でのお話し会 (泉川公民館) (文部科学省委託  事業「読書との出会い提供事業」) (子ども20名、  大人3名)</p> <p>11日 幼児向けお話し会  (子ども43名、おとな7名園児含む)</p> <p>21日 小学生向けお話し会 (子ども3名、大人2名)</p> <p>25日 幼児向けお話し会 (子ども1名、大人1名)</p> <p>27日 読み聞かせボランティアによる中村松木子ども  食堂でのお話し会 (文部科学省委託事業「読書との  出会い提供事業」)</p> <p>11月 2日 乳幼児 (0歳～3歳) 向けお話し会  8日 幼児向けお話し会  18日 小学生向けお話し会  22日 幼児向けお話し会</p> <p>○講座・講演会</p> <p>10月29日 第4回別子銅山を読む「とっておきの新居浜検  定」(図書館多目的ホール) (講師: 元別子銅山文  化遺産課長 坪井利一郎氏)</p> <p>○企画展示</p> <p>9月30日 『別子銅山記念図書館開館25周年写真展』  (~10月29日)</p> <p>○ロビー展示</p> <p>9月26日 『自分に献身していますか?』 (~10月6日)  10月10日 『健康づくりのポイント』 (~20日)  11月 1日 『2018年度カレンダー写真コンテスト入賞</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>三沢総括次長兼社会教育課長</p>	<p>品』(～29日)(協力：新居浜市観光協会)</p> <p>11月9日 『住宅防火ロビー展』(～15日)</p> <p>○テーマ展示</p> <p>10月 一般展示『秋だ！図書館へ行こう』          児童展示『がんばれ！えひめ国体』</p> <p>11月 一般展示『坂本龍馬 没後150年 維新の群像』          児童展示『こんなにいるよ すごい人伝記を読もう』</p> <p>○ケース展示</p> <p>10月 『別子銅山記念図書館祝25周年図書館のあゆみ展』          11月 『坂本龍馬とその時代』</p> <p>○図書館見学</p> <p>10月27日 ひびき分校 図書館を使った学習で来館          (生徒12名、教職員15名)</p> <p>11月15日 新居浜小学校2年生来館</p> <p>ただいまの教育長一般報告で、何かご質問やご意見等はありませんか。</p> <p>次に議案審議に移ります。本日の議事は第49号から第55号の7議案でございます。</p> <p>それでは、議案第49号「平成29年度新居浜市教育委員会点検・評価報告書について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>議案第49号「平成29年度新居浜市教育委員会点検・評価報告書について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の6、7ページ及びお手元に配布しております、平成29年度新居浜市教育委員会点検・評価報告書を御覧ください。</p> <p>本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価を行い、その結果報告書を作成し議会に提出するためのものがございます。10月の定例会で配布しご意見をお伺いしておりましたが、その後も特にご意見はございませんでしたので、10月に配付した内容と変更点はございません。</p> <p>議決をいただいた後は、12月5日に開会予定の第5回新居浜市議会定例会に提出いたしますとともに、ホームページ等で公表する予定でございます。</p>
----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p>関教育長</p>	<p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第49号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>次に、議案第50号「新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>三沢総括次長兼社会教育課長</p>	<p>議案第50号「新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の議案送付につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の8ページから10ページまでをお目通しください。</p> <p>本議案は、来年3月をもって廃校となる若宮小学校について、4月以降も学校開放と同様にその体育施設を利用することができるよう、公の施設として位置付けようとするものでございます。</p> <p>現在、若宮小学校廃校後の利活用計画については、庁内で検討を進めておりますが、新施設として供用開始されるまでの間、施設の位置づけを明確にしておく必要があるため、生涯学習センター若宮学習館と定める事で、公の施設としての根拠を与えようとするものでございます。</p> <p>改正の内容は、生涯学習センターの名称及び位置を規定している第2条の表に「新居浜市生涯学習センター若宮学習館」の名称及び位置を追加するものでございます。</p> <p>これによりまして、次の議案第51号の「新居浜市立 学校体育施設 照明設備 使用料条例」の改正と合わせ、現在の若宮小学校と同様に照明設備使用料を徴収することが可能となりますことから、他の小・中学校の利用者と同様に、受益者負担を確保し</p>

<p>関教育長</p>	<p>ながら若宮小学校が廃校となった後も体育施設を利用していただくことが可能となるものでございます。</p> <p>なお、この条例は、平成30年4月1日から施行したいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>当面、来年の3月31日をもって若宮小学校を閉校にする、その後その施設を公の施設として継続させるために、生涯学習センターの分館として条例上は位置付けるという話で、色々学習の場としても使えるような道を残すという意味合いも兼ねていと理解しております。生涯学習センターということで本来の生涯学習の機能、全ての学びの機会の提供というのもこの中に組み込みたいという思いでございます。</p>
<p>長野委員</p>	<p>今の点につきまして、見通しとしては実質いつ頃から使用できるようになるのでしょうか。平成30年の4月からこの施設は活用できるのでしょうか。体育施設は使えるのですね。</p>
<p>三沢総括次長兼社会教育課長</p>	<p>運動場と体育館については、これまでどおりと同様に使用できるようにするというのがまず一点でございます。あと、現在準備しておりますのが、新しい施設として使用するための改修工事です。その改修工事につきましては早くて平成31年度の工事になるだろうと思います。その間、もし現状のままでも利用したいというようなことがあれば、管理上支障がないものについては、それにも対応する方向で検討しております。</p>
<p>関教育長</p>	<p>それでは、議案第50号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしくお願いたします。</p>

<p>三沢総括次長兼社会教育課長</p>	<p>次に、議案第51号「新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例の一部を改正する条例の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>議案第51号「新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例の一部を改正する条例」の議案送付につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の11ページから13ページまでをお目通しください。</p> <p>本議案は、受益者負担の原則を踏まえた使用料の適正化及び近隣市との均衡を図るため、市立の小学校・中学校の運動場に設置された照明設備の使用料を改定するとともに、3月に廃校となる若宮小学校について、現行と同様に市民の方等がその体育施設を使用することができるよう、公の施設「生涯学習センター若宮学習館」として規定に追加し、照明設備使用料を徴収することを可能にしようとするものでございます。</p> <p>改正の内容についてでございますが、まず、題名及び第1条の改正につきましては、現在、市立学校のみを対象施設としているところ、生涯学習センター若宮学習館を追加し、その体育施設に設置された照明設備使用料を徴収することができる規定にしようとするものでございます。</p> <p>次に、別表の改正につきましては、運動場の照明設備について、経費の半額程度を利用者に負担していただくことを原則とするとともに、負担増が過度とならないよう、50パーセントの増額を上限としながら、近隣他市との均衡を図り、1回3時間以内の使用につき現行の710円を1,000円に改定しようとするものでございます。</p> <p>なお、この条例中題名及び第1条の改正規定は平成30年4月1日から、別表の改正規定は同年3月1日から施行し、改正後の使用料は同年4月1日以後の使用について適用したいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議よろしくをお願いいたします。</p> <p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>従来710円だったのが1,000円に増額されるということですが、これは近隣と比べても決して高い金額ではないという判</p>
<p>関教育長</p>	

<p>高橋次長兼スポーツ振興課長</p>	<p>断でございます。</p> <p>それでは、議案第51号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、議案第52号「新居浜市市民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>スポーツ振興課の高橋です。</p> <p>議案第52号「新居浜市市民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の14ページから16ページまでをお目通しください。</p> <p>本案は、山根市民グラウンドの使用料の額を改正するため、及び所要の条文整備を行うために提出をいたしました。</p> <p>新居浜市では、本年度当初に使用料・手数料見直しの基本方針を決定いたしまして、市長事務部局の財政課が中心となり、これまで使用料・手数料の改定について検討がなされてまいりました。</p> <p>その結果、山根市民グラウンドの夜間照明施設につきましても、学校体育施設照明設備使用料との統一性を維持し、近隣市の学校体育施設照明設備使用料の状況を勘案しながら、改定に取り組むこととなりました。</p> <p>今回、本条例の一部改正をしようとする内容は2点でございます。</p> <p>まず1点目は、山根市民グラウンドの使用料を規定しております第6条第1号の全面使用の場合については現行の1,420円を2,000円に、同条第2号の片面使用については現行の710円を1,000円にしようとするものであります。</p> <p>2点目は、条文の整備を行おうとするものであります。</p> <p>これら本条例の一部改正によりまして、行政サービス提供にお</p>
----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>関教育長</p>	<p>ける公平性の確保と受益者負担の原則に基づいた使用料の適正化が図られる効果が期待できます。</p> <p>なお、本条例は、平成30年3月1日から施行いたしたいと考えております。その他の改正規定につきましては、公布の日から施行したいと考えております。</p> <p>また、改正後の第6条の規定につきましては、平成30年4月1日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料につきましては、なお従前の例によるといたしたいと考えております。</p> <p>以上で、議案第52号「新居浜市市民グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を終わります。</p> <p>ご審議、宜しくお願いいたします。</p> <p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか？</p> <p>それでは、議案第52号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、議案第53号「新居浜市市民文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の議案送付について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>曾我部次長兼文化振興課長</p>	<p>議案第53号「新居浜市市民文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>定例会議案の17ページから21ページをお目通しください。</p> <p>新居浜市市民文化センターにつきましては、市民の文化活動の発表の場、また、鑑賞の場として大ホール・中ホールとともに毎年たくさんの方にご利用をいただいておりますが、受益者負担の原則を踏まえた使用料の適正化及び近隣市との均衡を図るため、大ホール及び中ホールの使用料の改定をしようとするもの</p>

	<p>でございます。使用料の改定率は、150%を上限にしており、例えば、大ホールの平日午前中の使用料は、現行6千円のところ改定後は9千円といたします。</p> <p>また、大ホールを日曜日に1日借りる場合は、現行では3万5千円のところ、改正後は5万2千円となり、改正率は148%でございます。</p> <p>また、今回消費税の表記についてもあわせて改正を行い、現行では第7条第1項において、「100分の105を乗じて得た額」としていたものを、「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えたもの」といたします。その他 条例中の文言整理をいたすものでございます。</p> <p>なお、この条例は、平成30年4月1日から施行いたしますが、文言整理については公布の日から施行いたします。また、経過措置といたしまして、改定後の使用料は平成30年4月1日以後の申し込みにかかる使用について適用し、4月1日より前の使用の申し込みにかかる使用料については改正前の使用料を適用するものとしたと考えております。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>これは、ちなみに大ホールと中ホールのみで、他の部屋は変更しないということですね。</p> <p>はい、そうです。</p> <p>それでは、議案第53号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>次に関連します、議案第54号「新居浜市総合文化施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

関教育長

曾我部次長兼文化振興  
課長

関教育長

<p>曾我部次長兼文化振興課長</p>	<p>議案第55号「新居浜市美術館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から一括して説明をお願いいたします。</p> <p>議案第54号「新居浜市総合文化施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定」及び議案第55号「新居浜市美術館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定」につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>定例会議案の22ページから24ページをお目通しください。</p> <p>新居浜市総合文化施設及び美術館につきましては、平成27年7月の開館以来、毎週月曜日を休館日としておりました。しかしながら、この休館日では、月曜日しか休日がない方々にはご利用していただくことができませんでした。そのため、利用者の利便性とサービスの向上、また利用者の拡大を図るため、休館日について、毎月の第1火曜日及び第1月曜日以外の月曜日に改めるものでございます。</p> <p>なお、この規則は、平成30年4月1日から施行いたしたいと考えております。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします</p>
<p>関教育長</p>	<p>ただ今の説明で、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>確認ですが、毎月一週目は火曜日が休みで、それ以外は月曜日が休みという理解でよろしいのですよね。</p>
<p>曾我部次長兼文化振興課長</p>	<p>基本的にそうです。展覧会等のイベントに応じまして、その都度臨時開館ですとか臨時休館等の対応を考えていこうと思っておりますので、規則の改正を受けまして、総合文化施設及び美術館の年間の開館スケジュールをホームページ等で公開して、皆さんには周知をしていきたいと考えております。</p>
<p>関教育長</p>	<p>そういうニーズが結構あったと理解したらよろしいのですか。</p>
<p>曾我部次長兼文化振興課長</p>	<p>実際に月曜日に新居浜に来られた方がいらっしやいまして、総合科学博物館もお休み、広瀬歴史記念館もお休み、あかがねミュージアムもお休み、図書館もお休みでどこにも行けなかった、というような声を聞いたことはあるそうです。</p>

<p>関教育長</p>	<p>ちなみに、毎週火曜日を休館日にしてはいけないのですか。この休館日では少し分かりにくいのではないかなということが心配なのですが。</p>
<p>曾我部次長兼文化振興課長</p>	<p>愛媛県美術館も同様に第1月曜日は開館していて、次の日の火曜日が休館、その他の週は月曜日が休館というような状況でございます。愛媛県立美術館に合わせるというような意味合いもございます。</p>
<p>関教育長</p>	<p>他に何かご質問やご意見等はございませんか？</p> <p>それでは、議案第54号及び議案第55号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、いじめ、不登校等生徒指導関係に移ります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>高橋次長</p>	<p>お手元の生徒指導関係資料をご覧ください。</p> <p>&lt;資料に基づき説明&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不登校について</li> <li>2 いじめについて</li> <li>3 交通事故について</li> <li>4 不審者情報</li> </ol>
<p>関教育長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p>
<p>長野委員</p>	<p>不登校について、表を見させていただくと去年よりは少ないですが、少しずつ増えているのが感じられます。ただ、少しずつ好転していっている子ども達もいて、例えば101日も欠席のある</p>



<p>高橋次長</p>	<p>中学2年生が【○】がついて好転していているということですが、どのような状況になっていているということなのでしょう。101日というかなりの欠席だと思っております。</p> <p>この子の場合、月初めは学校からのアプローチに対して消極的な姿勢を見せることがあったのですが、遠足等の行事から参加できるようになってきたということでした。本人も学校に登校したいという気持ちが高まってきており、あまり過度に負担を掛けないようにして、本人の様子を見ながら対応したいということです。市外の私立の通信制の高校だと思っておりますが、そうした高校のオリエンテーションにも月末頃に参加することができ、その3日後には放課後に保護者とともに登校して、今後の進路について話し合いをしたということです。中学3年生ですので、進路というのを一つの切り口として関わりを持ち、それによって本人の前向きな気持ちが出てきているという事案でございます。</p>
<p>長野委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>少人数ではあるかもしれませんが、一つの区切りを意識して前を向こうと思っている子が不登校の子ども達の中にはいると思います。やはり関わっていかねばそういうことは分からないと思いますので、そういう子ども達の気持ちをすくい出すために、学校それから色々な関係の方へこれからも接触していく努力をお願いしたいと思います。</p> <p>また、不登校になって随分学校を離れるとやはり学習への支援が必要になってくると思います。それどころではないという状況の子ども達もいるのかもしれませんが、中には少しずつでも学習を積み重ねていける状態の子ども達もいると思います。そういう子ども達への働きかけ等はあるのでしょうか。</p>
<p>高橋次長</p>	<p>今のご質問についてですが、今年度取り組んでいる事業で、フリースクール等の活用を行っております。民間の教育関係の方にアウトリーチということで自宅に行っていただいて、勉強を支援していただくというような取組を始めております。スクールソーシャルワーカーが関わってこの事案にはこうしたことが必要だ、ということを保護者にも本人にも話をするなかで、やはり学校に戻る際に勉強が全く分からないということは非常に大きな障壁</p>

	<p>になるということから、そうしたことを支援しようと始めたところ です。毎月スクールソーシャルワーカーから色々報告をいただく のですが、今回の報告では、非常にしんどい家庭があり、先生 が今までこのような家庭にずっと対応してきたのかと思うと本 当に頭が下がる、というように書かれておりました。</p> <p>あまり詳しくはお話しできておりませんが、今少し話しただけ でも、家庭に入り込んで支援しなければ改善できない案件が本当 にたくさんあるということを知っていただけたかと思えます。 一度にたくさんのごことはできませんので、スクールソーシャルワ ーカーが関わりながら、フリースクール等の活用もして、ポイント を決めて取り組んでおります。</p> <p>先ほどの報告のなかでお話させていただいた、一時期ずっと来 られなかった生徒が3年生になって来られるようになったとい うのは、実はスクールソーシャルワーカーが関わった事案です。 残念ながら夏休みという長期の休みで生活のリズムを崩したた め、また来られなくなっているのですが、この一学期間休まずに 来られたというのは大きな力を発揮しているなということは感 じております。そのような取組はございます。</p> <p>ありがとうございます。今お話をお伺いしたように、一度にと いうのはとても難しいですが、様々な工夫をして、やはり一番は 外部の力をお借りすることだと思えます。これを全部学校の先生 方にお任せするというのは子ども達にとっても不幸なことでは ないかと思えますので、市の方としても色々いただいている のですが、さらにそういう人材や機関などと連携して子ども達に とって何か前を向いていくきっかけになるような働きかけがで きる機会をたくさん作っていただければと思います。</p> <p>私が病院で関わったお子さんの不登校のきっかけはLINE 外しということでした。今学校の臨時休校等の連絡はLINEを 使って先生がみんなに伝えているのだと思うのですが、先生の連 絡方法がLINEであれば、子ども達もついLINEを使ってしま うと思います。しかし、そのLINEで仲間外しが起きている ので、先生がLINEを使わずに子ども達に連絡をして、無理に LINEを使わなくていい環境というのは作れないものなのか と思います。多分LINEの方が簡単なので、先生は今日こうい</p>
長野委員	
宮内委員	

高橋次長	<p>うことがありますというのを子ども達にLINEで一斉送信するのだと思うのですが、子ども達はLINEを上手く使い切れておらず、無理して使っているのでLINEがいじめの道具になってしまっているようにその子と話をしました。学校の運営上LINEは使わないとか、そういったことはできないのですか。</p> <p>こちらで認識しておりますのは、学校が各家庭と連絡を取る際は「まちcomiメール」といって、保護者が学校に登録しているメールがあるので、それを使用して教頭先生がそれぞれの家庭に一斉送信で臨時休校などの連絡をするようになっております。LINEを使って一斉送信しているというのは把握しておりませんので、もしかすると担任の先生が何人かの子ども達とLINEを使ってやりとりしているのかなと思います。あるいは不登校の子ども達とのやりとりにLINEを使っているのかな、と今お話を伺いながら思ったのですが、実際どうなのかは学校に確認をさせていただきたいと思います。</p>
宮内委員	<p>その子は中学2年生なのですが、この前SNSを通して知り合ったことで何人も殺されたような事件もあったので、中学生になった段階で、LINEやSNSの使い方、危険性をどっかで教えてあげなくてはいけないと思います。ネット環境は必ずしも安全ではないという教育はどこかでなさっているのでしょうか。</p>
高橋次長	<p>これについては毎年必ず行うようにと全学校に伝えております。多くの学校は一学期中には、民間の携帯会社の方や総合教育センターの方、あるいは警察の方とか、その方面で詳しい方に講師としてきていただいております。無料で来ていただけるサービスがあるので、それを利用して実施しております。</p>
近藤委員	<p>先ほどのLINEの話なのですが、部活動の連絡にLINEが使われることが多いようです。お子さんに携帯を持たせていない家庭もあるので、その場合は親の携帯をつかって親のLINEのアカウントに登録しているそうなのですが、やはり携帯を持っているお子さんはそのお子さん同士でLINE外しをしていることがあると聞きます。もしかしたら部活の顧問の先生がそのLI</p>

	<p>NEのグループの中に入っているということはあるかもしれないと思いました。お子さんが中学に入った時、部活の連絡にLINEが使われるので携帯電話がないと困る、というやりとりが親と子どもの間であるというのはよく聞きます。</p>
高橋次長	<p>この件については、生徒指導担当とも検討して、そういうふうなことで仲間外しが起きたり、携帯持たないと困るということになったりはしないようにしていきたいと思います。</p>
宮内委員	<p>その私が関わっている子もLINE外しが何度も起こったのでお母さんが子どもから携帯を取り上げて、全部お母さんがチェックして子どもに伝えるということで対策を練っているようです。</p>
高橋次長	<p>少し追加してお話しさせていただきますと、子ども達には必ず悉皆で教育しており、その際に保護者への啓発もあわせて呼び掛けたりもするのですが、こちらはなかなか悉皆というわけにはいきません。意識の高い保護者の方が聞きに来てくれて、本当に聞いてほしいご家庭にはなかなか来ていただけないということもありまして、子どもに携帯を与える時には親はそのリスクを背負うというよう内容のパンフレットを配っているのですが、なかなか難しい部分がまだあるというのは事実です。</p>
長野委員	<p>いじめに関わることですが、自ら命を絶ってしまう子どもが後を絶たなくて、この間は友達同士ではなく教師の言動が原因というショッキングな事件もございました。報道されている内容がどれだけ事実をいっているのかどうかは分かりませんが、子ども達との関わり方というのは少し前とは違ってきているように思います。同じことを言ってもそれが逆効果になったり、まっすぐに受け取ってもらえなかったり、そういう時は信頼関係が大切ですよ、という非常に漠然とした抽象的なことを言うのですが、今若い教員の方がどんどん増えていって、ベテランの方がどんどん辞めている世代交代の時期になっている時に、先生方に教師としての、また人間としての自分達の常識で対応しなさいというだけでは不十分な気がします。もっと具体的に、子ども達に本当に信頼される教師になるにはどういうふうに行動しなければいけない</p>

<p>高橋次長</p>	<p>のか、この場面ではどうするのか、どういうふうに関わるのか、どういうことが傷付けるのか、ということをしっかり分析をして考えていく必要があると思います。本当にそんなことまでしなければいけないのかと私自身も思いますが、現在はそういったことも必要になってきているのかなと感じます。保護者とのトラブルも先生の子どもへのちょっとした言葉や関わり方がきっかけであることも多く、それによって信頼関係が築けないという話もよく聞きます。研修内容もどんどん増えているので大変だとは思いますが、それぞれの学校で、また市としても、子どもとの関わり方という教師として一番基本のところを見直し考えていく研修を取り入れながら、若い先生方を育てベテランさんは自分自身を振り返ることができるような機会も作っていただけたらなと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>まず、今年度、年度当初の4月19日に全教職員に市民文化センター大ホールに集まっていただいて、鳴門教育大学大学院の久我直人教授からお話しをしていただきました。一言で言いますとボイスシャワー、つまり励ましとか認める言葉を使うこと、もう一つは人のことを大切に聞くこと、この2点をすることで学校は非常に良くなり子ども達が育っていくということで、新居浜市の授業モデルというふうなものにも位置付けて繰り返しお願いをしているところです。ボイスシャワーによってリレーション、人間関係を構築していく、そして人のことを大切に聞くということでルール、規範意識を育てていく、この両方でうおいのある、規律のある学校を作っていこうと考えております。</p> <p>先般の自殺を受けて各学校に通知文を出しましたが、その際にもボイスシャワーと人のことを大切に聞く、ということをきちんとやっているかということは通知文を通して確認させていただきました。今度は11月15日に人権同和教育を主体とした校長研修会があります。この校長研修会でも人権という立場から子どもの人権を守るということで、ボイスシャワーと人のことを大切に聞くということの徹底を再度図ってきたいと思っております。新居浜市が取り組んでいる教職員の業務改善ですが、この業務を下支えするものとしてこの2つをとにかく徹底して推進していくことが本当の意味での業務の改善につながるとい</p>
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>関教育長</p>	<p>うようなことで、それを柱にして現在取組を進めておりますので長野委員さんの現在の助言、具体的に細かくということで、ボイスシャワーや人のことを大切にして聞くということに当てはめながら、11月15日の校長会では伝えさせていただきたいと思っております。</p> <p>他に何かございませんか。</p> <p>それでは、その他に移りたいと思います。</p> <p>はじめに「学校の業務改善について」事務局説明をお願いいたします。</p>
<p>高橋次長</p>	<p>前回、宮内委員さんの方から4点ご質問があった件についてお答えをしたいと思います。</p> <p>まずは、新居浜市の教職員の勤務の平均時間です。新居浜市では9月1日から教職員にミライムというグループウェアを使用させていただき、勤務時間の把握を始めました。9月の統計ですが小学校の平均が406名で週48時間の超過勤務、これは土日を含んでおります。中学校が248名で53時間30分というような結果になっております。小中学校を平均いたしますと、654名で51時間35分というような結果です。これが多いか少ないかといいますと、超過勤務で50時間ですので、かなり多いとは思っています。</p> <p>この勤務平均についてもう一段次の矢を放っておりまして、一つは自分がどのくらい勤務しているのか自覚するところからスタートすることが大切ということで、中学校体育連盟と中学校校長会とが協議をいたしまして、全教職員からアンケートもとり、部活動の休養日の設定を行いました。月に2回、いわゆる土日祝日の2日は部活動をしない、その他の毎週1日は学校の定めた曜日に休養日をとるというようなことで、全学校に教育長名、中学校校長会の会長名、中学校体育連盟の会長名、この3者の連名で通知を出したところでございます。11月からこうした動きでスタートしておりますので、10月までの勤務時間と比べて、どれくらい11月にこの効果が表れているかというのを検証したいと思っております。まずこれが1点目の質問に対するご回答でございます。</p>

次に2点目ですが、色々な名前の教育や取組が行われておりますが、研究指定校の成果を他校とどのように共有するのかという質問でございました。全教員が全部の研究大会に参加することはなかなかできませんので、研究発表大会を開催した際は各学校からその任にあるものや管理職等1名～数名に参加していただき、その成果を見て持ち帰っていただいております。研究紀要等の成果物を発刊して、各学校へも送付し必要な時にはそれを参考にして取り組むというようなことも行っております。他県に行った場合には職員会等でそれを報告するといったことも行っております。現在文部科学省の指定であったり県の指定であったり新居浜市独自の指定であったり、色々な研究指定を行っております。代表的なものをいくつか挙げますと、道徳の研究指定校が高津小学校、防災では大生院校区が研究指定で、中学校の方は年間10時間ずつ各学年防災の取組をするということになっておりますので、愛媛大学の防災センターの矢田部先生等にもご協力を仰いで、そのプランを作っていくようなことで行っております。学校給食、学校保健は従来やっておりますけれども、今回この2つを一体化して一つの研究大会にしていこうという取組をしております。給食のことや食育のことを考えた場合には、どうしても健康ということに結びついてまいりますし、健康のことを考えた時には食ということは外せないもので、それらを統合したようなかたちの研究大会を考えております。それからスクールソーシャルワーカーについては船木中、川東中に2人のスクールソーシャルワーカーに入っていていただいております。他の学校にも当然支援していくわけですが、ここで中心的に研究していただいております。コミュニティスクールについては昨年度は泉川中学校と東中学校、本年度は大生院中学校と東中学校で研究をしていただいております。また、人権同和教育は学校群をつかってそれぞれ毎年発表会をしております。今年度もありますので、どうぞよろしくお願いいたします。通級指導は宮西小学校で、国の指定ということで研究していただいております。たいへん通級希望が増えており本年度高津小学校にも通級指導教室が新たに増えました。今後さらに拡充していくことが必要かと思っております。ESD等では惣開小学校が全国25校の一つということで、サステナブルスクールに選ばれ、取組をしております。本日も伺いましたらちょうどそこに海外から愛媛大学に留学し

ている留学生が教室を訪問しておりまして、国際交流しております。日ごろから非常に進んだ取組をしていただいております。それから金子小学校ではICTの研究ということでe-schoolという研究を文科省の指定で行っております。こうした研究指定の発表会は秋に多いので重なるのですが、各学校等に案内をして参加していただき、持ち帰って共有するというような取組をしております。それから、教科・教科外の研修会は全員参加ということで、現在年に一回それぞれの先生がそれぞれの教科を希望して研修に行く日を設定しております。

3つ目は夏休みや冬休みに教職員を自由にするという大変ありがたいご意見を頂戴したのですが、現実にはなかなかそうはいきません。一応教職員には私の方から夏休みについては土日を除いて7日以上休みを取るとように通知文を出しております。つまり夏季休暇が3日間与えられるので、この夏季休暇プラス年次有給休暇を4日以上取りなさいということで、とにかく7日以上は休みを取るよう指示しております。学校閉庁ということで本年度はお盆の2日間は日直を置かずに学校を閉めるというような措置を設けるようにもしまして、少しでも先生方にはこういう機会を利用して見聞を広げていただきたいと考えております。また市教委が行っている教職員全員参加の講演会等が3日程ありますが、これについても来年度以降は日数を減らしたり、まとめたり、交替しながら3日を1日にできるように進めているところでございます。

4つ目は、称揚により児童・生徒、教職員のモチベーションを上げることが必要であるというご意見です。関教育長の方からもどンドン子ども達を称揚するようというご指示をいただいております。今年度は子ども達が色々な関係で優勝することも多かったので、市長表敬訪問や壮行会を行いました。NHKコンクールについても壮行会を開いております。それから、現在諸団体と共催で表彰したり副賞を差し上げたりしているコンクール等がありまして、科学奨励賞（ロータリークラブ、南ロータリークラブ）、弁論大会（ロータリークラブ）、英語スピーチコンテスト（ライオンズクラブ）、ESDの発表（ユネスコ協会、東予信用金庫）、こども美術展（愛媛新聞）というように諸団体のご支援をいただいて子ども達の活躍を表彰する機会を設けております。教職員については年に一回4月の研修会の時に新居浜市の優良



宮内委員	<p>教職員の表彰を実施するようにしております。</p> <p>以上でございます。</p>
関教育長	<p>ご丁寧なご回答ありがとうございました。</p>
近藤委員	<p>先ほど言った部活動の改善については、先に動かしてしまったのですが、11月以降週に1回はウイークデーで休み、月2回は土日いずれかを休みというふうに改善しております。これをきちんと遵守できるかどうかのチェックはきちんとしていかなければいけないと考えておりますので、そこについては少し厳しめの対応を考えております。</p>
高橋次長	<p>平日は週に1回休みで、土日は月に2回休みということは最長で6日間は部活動を行うという理解でいいのですよね。今、生徒さんは部活が終わって家に帰るのは何時頃なのですか。</p>
長野委員	<p>だいたい中学校では部活動は日没までと決めております。若干なかなか門から外に出ない子ども達もいたりはするのですが、私の過去の経験では、部活動終了時刻を時期ごとに統一して決めておりまして、それは日没を合わせて考えています。その時間には片付けも終わらせて正門を出るというようなことで、教員も正門まで行って子ども達を帰らせて、職員室に戻るというのが一般的な対応かと思っております。あとは、個人的には新居浜市の日没時間を調べまして、かなり細かく何時と決めてやっております。学校によってはざっくり決めているところもあるかもしれませんが、基本的には日没までに下校させるという捉え方で動いていると思います。これから非常に日暮れが早くなりますので、特に女子生徒等、10月も確か上部地区だったと思うのですが2回不審者が出ておりますので、できるだけ早く帰らせたいと思っております。</p>

	<p>現在全国的に業務改善が取り組まれておりますことから、どこの市においても勤務時間が教員にとって非常に負担になっているという問題はあるのだと思うので、新居浜市はこういうふうにする、ではお隣の四国中央市はどうか、というように他市のことも考慮に入れる必要があると思います。例えば部活動であれば市内だけではなくて、他市との交流や県全体の大会など色々あると思うので、そういうことを視野に入れると、市町がそれぞれバラバラに取り組んでいたのでは不公平感が出てくることもあるのではないかなとも思います。多分してくれているとは思いますが、中体連とか色々なところでそこのすり合わせをしていただければなと思います。</p> <p>スポーツ庁の方からまず部活動の休養日の設定ということで通知が出まして、それを受けて4月に一応市教委の方からも通知を出しました。しかし、実態として申し合わせがないとどうしてもなかなか動けないということになりましたので、今回中体連を中心にアンケート調査も実施していただいて、それを受けて校長会との協議をして、教育長との3名の連名で再度通知を出したという流れになっております。</p> <p>今回の通知のなかにふくみを持たせているのは、スポーツ庁等から今後通知が出てガイドラインが示された場合に、それに沿ってまた見直しを行えるようにと考えているからです。おそらくスポーツ庁ですので全国一律に一層進んだかたちのガイドラインが出るものと思いますが、それを受けて見直していくことになりますので、そうなるとおそらくどこかの市が全然旧態依然というわけにはいかないだろうと思います。県内では大洲市がいち早く新居浜市が今やっているような基準で動き出したというのが現状ですが、新居浜に限らず他市においても今後進んでいくものだと思います。</p>
高橋次長	<p>スポーツ庁の方からまず部活動の休養日の設定ということで通知が出まして、それを受けて4月に一応市教委の方からも通知を出しました。しかし、実態として申し合わせがないとどうしてもなかなか動けないということになりましたので、今回中体連を中心にアンケート調査も実施していただいて、それを受けて校長会との協議をして、教育長との3名の連名で再度通知を出したという流れになっております。</p>
関教育長	<p>新居浜市のものとガイドラインとどちらが厳しいのですか。</p>
高橋次長	<p>ガイドラインの方が厳しいですね。</p>
関教育長	<p>ガイドラインが示しているのはどのラインですか。</p>

高橋次長	中学生は週2日休ませる、高校生は週1日休ませるとというのが元々あったものだったと思います。
榎木次長兼教育力向上戦略監	一週間で土日のいずれかと、それ以外に平日1日休むというのが基本ですね。しかし、まさに長野委員がおっしゃったような、勝つためにはというところとのせめぎ合いがまだ現場レベルではありまして、これがどう整理されていくのかというところですよ。知恵といますか、効率の良い練習の仕方といますか、科学的なトレーニングをやっていって、いわゆる最少の時間で最大の効果を出すという発想で部活を考えていかなければいけない時代なのだと分かってもらえるような流れになっていくのではないかなと思います。
高橋次長	スポーツ振興課長さんにお伺いしたいのですが、中学生については、東雲のグラウンドの利用は日没までですよ。
高橋次長兼スポーツ振興課長	はい、中学生は日没までです。高校生については19時まで練習できるということです。私が現場に行ったとき中学生も練習に来ておりましたが、日没の時に帰っておりました。その時にお話したのは、例えば高校生がテスト期間中で練習に来られなくて、片付け等も中学生でなければいけない時は暗くなって危ないので照明があった方がいいだろうということで、そういった場合は利用してくださいということでした。今のところは中学生の部活動は日没までと決められているのであれば、それに従ってやっていただいて、照明が付いたことによって19時まで練習ができるようになったからやってくださいという強制はしておりません。
関教育長	今、実態はどちらなのですか。
高橋次長	中学生は駅伝も日没で帰っていると思います。
高橋次長兼スポーツ振興課長	私が現場に行った時は18時頃が日没だったのですが、中萩中学校の生徒さん達は、それに合わせてきちんと帰っておりました。

高橋次長	19時まで使うという約束には中体連とはなっていませんよね。
高橋次長兼スポーツ振興課長	はい、なっておりません。基本的には中学生は日没で帰るという話になっております。
関教育長	鍵は誰が持っているのですか。
高橋次長兼スポーツ振興課長	鍵は、中体連の会長さんに渡しております。
関教育長	なぜ会長しか持っていないのですか。
高橋次長	基本的には高校生が練習しておりますので、各高校が持っております。高校生がいない時があるので、その場合は中体連の会長に預けた鍵を利用する中学生が使用するという事です。
関教育長	この間も陸連と駅伝のあとお話したのですが、なんで使えないのかという議論がだいぶ学校側から出ていたという話を聞きました。
高橋次長兼スポーツ振興課長	中学校の先生方は日没までと決めているので、それは守って欲しいという意見を伺っております。
長野委員	もう一つよろしいですか。業務改善ということで、教員の立場に立っての改革をいろいろしてくれていると思うのですが、やはり子どもの立場に立って考えた時に、今まで部活をしていた週末などが空いて時間ができたという時に子ども達がそれをどういうふうを活用するかというところの指導が必要になってくるのではないかなと思います。ただ部活がないから帰りなさいで済ましてしまうのではなく、勉強以外にも色々な体験やこんなことに時間を使ったらいいということを丁寧に教えていかないと、せっかくできた時間を子ども達はどう活用するのかなと思います。塾通いに使うのかもしれませんが、それはそれぞれの家庭の考えがあるとは思いますが。 それと、もう一つはスポーツ少年団です。スポ少については、学校の方からは言えないところもあるとは思いますが、時間が空

	<p>いたのであればスポ少に入るのもいいことではあると思うのですが、スポ小をやっている子のなかには非常にハードな練習をしている子もいると聞いております。</p> <p>業務改善によって先生の負担だけが減るのではなく、子どもにとっても負担になることが増えないように、子ども達が空いた時間を有効に使えるような環境を提供していくということも大切なのではないかなと思います。</p>
関教育長	<p>部活動よりもスポ小の方が遅いかもかもしれませんね。夜間大人が使うまでグラウンドの照明を点けて練習しているところもありますもんね。</p>
近藤委員	<p>サッカーのクラブチームに入っている子なんかはすごく遅い時間から練習が始まると言っておりました。</p>
関教育長	<p>ちなみに先ほどの件で、泉川ではこの11月から毎週水曜日の放課後を学習支援や色々な相談の受付の時間として活用しているそうです。そういった活用ができるのであればよりきめ細かいサポートができるのではないかなと思います。たしか、ホームページに掲載されていたと思います。</p>
近藤委員	<p>日没下校の話に戻りますが、中学生だけでなく小学生も学校のクラブ活動として陸上や水泳などに入ると、色々学校で決まっておりますが、夏頃は5時30分まで練習があつたりします。そうなる小学生は宿題もやって、お稽古事や塾にも通って、とかなり負担になります。中学生については部活があるので塾から22時くらいに帰ってくるのが当たり前で、やはりみんな毎日とても疲れているという状態なので、日没に下校ができるということであれば、日没にきっちりと門から出られるようにしていただければと思います。また、県大会の前とかは変更になるのかもしれませんが平日週に一回休みをつくって、普段色々詰め込みすぎて生活している子ども達に余裕のある時間をあげたいと思います。放課後何もすることがない子ども達がいる反面、毎日1、2個お稽古事に通っている子や塾に通っている子ども達がいるので、日没までに下校することが決まっているのであれば、学校の都合でそれが少しずれてとどンドン後ろにいくとか、駅伝でものすごく遅く</p>

<p>関教育長</p>	<p>なってしまう、というのはどこかの段階で歯止めをかけていただけるようになっていけばいいなと思います。</p> <p>少し不安なのですが、家庭教育の果たすべき役割というのがそこでは少し抜け落ちていませんか。学校と協議することは家庭が本来担うべきことであり、PTAは本来そういうものであったと思うのですが、そのコミュニケーションがないので、学校側と保護者側が反目し合うみたいな図式が色々なところに出ているような気がします。学校は保護者側にもものすごく遠慮をして触らずというところがあるのですが、本当はもっと今おっしゃったような意見が日常的に交わされて、その中でこういうような学校を作っていこうという議論ができるのが、今コミュニティスクールなんかで進めようとしている理念なのだと思います。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>なかなか子どもを預けている親の身としては、言い出しにくいというところもあります。もちろんモンスターペアレントだと思われたくないというのもありますし、他の保護者が何も言っていないので、私だけが言っているのかなという気持ちもあります。また、親同士の連携も希薄になっている部分があるのではないかなと思います。PTAに出てこられている方というのは、やはり色々なことに関心があったり、普段から協力的であったり、先生とお話することにそれほど抵抗がない方だと思います。本当は保護者も学校ともっと話したいのですが、先生はすごく忙しそうだし、モンスターペアレントだと思われたくないし、というような色々な気持ちがあるのだと思います。</p>
<p>関教育長</p>	<p>それは少し違うような気がしますね。</p>
<p>長野委員</p>	<p>今、近藤委員が言われたような保護者の声は昔からよく聞きます。たしかに業務改善というのは学校のことで、部活動についても学校が取り組むことではあるのですが、学校だけでやることなのかと思います。これは子どもとの関わりがあることで、学校が時間を決めて部活動をやります、休みもとります、夕暮れには返します、ということをまず保護者にきちんと話して理解をしていただかなければいけないと思います。PTAというのはなかなか全員参加してくれないところがあって、一部だけの活</p>

	<p>動かなというところはあるのですが、それでも保護者の団体の代表をしている組織なので、家庭での過ごしせ方はどうするか、とか、子どもたちの時間がこれだけ空くのであればどうしたらいいか、ということとを学校と一緒に協議して、そのなかで保護者の不安も拾いながら、そして地域の方も交えながら話をしていくことが、必要かなと思います。やはり一つの大きな変化ですので、大変面倒かとは思いますが、そういったことを大切にしたいと思っています。</p>
<p>関教育長</p>	<p>ちなみに、今回初めは4者連名で文書を出そうと思っていましたが、PTAには断られました。やはり色々な思いがあり、一方にはなぜこんなに部活動を休ませるのか、という思いがあるようで、あの時まだまだ協議が足りないなと実感しました。</p>
<p>長野委員</p>	<p>教育長も言われましたが、そういうPTAに対して理解をしていただけるように話していくというのも一つの役割ではないかなと思います。保護者の方は子どもを預けているということを背負っておりますのでなかなか踏み出せないところもあるかもしれませんが、やはりすごく大事にしなければいけないことかなと思います。</p>
<p>宮内委員</p>	<p>子どもさんの立場から考えて是非お願いしたいことが2つあります。</p> <p>一つは部活動をするかしないかは自由ですが、部活動と高校入試を結びつけないで欲しいということです。部活動を高校入試の道具にして欲しくないと思います。良い悪いはしょうがないですが、内申書に書くからこうしろああしろというようなクラブ活動と高校入試を結びつける思考過程だけは断ち切って欲しいというのが第一の願いです。</p> <p>第二の願いは、ぜひ運動が持つ科学的な側面を学校の先生やスポーツをしている監督の先生達に知ってもらいたいということです。現実には、今女性のスポーツ選手はエネルギー不足と栄養不足で疲労骨折がすごく増えております。だから、ちゃんと栄養を取らさなくてはいけないのに、運動ばかりさせて特に女性選手はエネルギー不足栄養不足が激しいと言われております。あと、体重減少性無月経という言葉がありまして、過度に体重を減らして</p>

<p>高橋次長</p>	<p>しまうと卵巣の働きをとめて無月経になってしまうということもあります。私はマラソン選手が月経周期と大会の日程をどのようにして調整しているのかがすごく不思議で調べてみたら、女性のマラソン選手のほとんどは月経がありません。皮下脂肪を減らしているのです、体重減少性無月経になっています。やはりスポーツの持つ優位性、そして危険性というのを科学的に理解して色々と指導していただきたいと思います。</p> <p>以上2点です。よろしく願いいたします。</p> <p>今年度、スポーツ障害予防法の指導ということで、永易クリニックの永易先生と理学療法士さんに東中と西中をモデル校として学校に出向いていただき部活動や体育の授業などをご指導いただいております。</p> <p>今、宮内先生から言っていた、2点目の運動の側面ということで、例えば宮内先生にご依頼すれば、スポーツの関連のお話もしていただけるのですかね。</p>
<p>宮内委員</p>	<p>私でもできますし、うちの病院の平野という女医は日本体育協会認定のアスリートドクターというような資格も持っております。</p>
<p>高橋次長</p>	<p>例えば中学校体育連盟で運動部活動の指導をしている顧問を集めて、そこでお話をさせていただいたり、あるいは少人数にはなりますが、理事会の時に話をさせていただいたりして、底辺からそういった理解を広げていくというものの一つの手かなと思います。</p> <p>1点目の部活動と高校入試の件については、都市伝説のようなものです。たしかに子ども達の足跡を全部記載するようになるので、何部に入ってどんな活躍をしたかというのは記載しますが、部活を辞めたから高校入試が不利になるということで教師が脅しをかけるということはないと思います。</p>
<p>宮内委員</p>	<p>実は僕のところに相談にくる人がたくさんいまして、うちの子どもに部活動を辞めたさせたいのに、辞めさせたら高校入試の時に不利になると言われて、辞めさせるに辞めさせられないのですがどうしたらいいですか、と言われます。ですので、私は校長先</p>



	<p>生に言いなさいと言っております。あるいはそれでも手に負えなければ、教育委員会に電話をかけなさい、私はアドバイスはできるけど窓口にはなれません、と伝えております。先ほど近藤委員がおっしゃったように、実際はないと分かっているが、もし本当にそうってしまったらどうしようという恐怖感で行動しているのだと思います。すごく優秀な成績を残した子がすごく良い子だとプラスの評価をされるのは確かですが、まさかマイナスの評価をされることはないと分かっているだけでも子ども達と保護者は当事者になるとやはり萎縮してしまうのではないかと私は思います。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>都市伝説が多すぎてどれが本当なのか分からない状態です。</p>
<p>高橋次長</p>	<p>頑張ったことがプラスの評価になることは間違いありません。しかし、部活に入っていないからといってそれがマイナスの評価にはなりません、加点方式であると考えていただければいいと思います。</p>
<p>関教育長</p>	<p>部活動以外でも加点になるのですよね。例えば、ボランティア活動やNPOの活動に関与している子ども達も、部活動と同等の評価が与えられる社会であれば全然問題ないと思います。</p>
<p>高橋次長</p>	<p>それぞれの子どもがそれぞれの特徴を持っているので、色々なところで活動したことを、担任の先生が高等学校の方にも報告してくれます。</p>
<p>関教育長</p>	<p>たしかに、色々な評価の尺度があるといいのかもしれませんが。その辺まで学校の先生が目を配ってくれていればいいのですが。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>それでは、次回の定例会の日程についてですが、前回日程調整をさせていただきましたとおり、12月7日(木)に総合教育会議を13時30分から市長応接室で、定例会を15時から応接会議室で開催させていただきたいと思います。</p>

よろしくお願いいたします。

これで、平成29年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。

委員会会議規則第13条の規定により署名する。

委員名

委員名